

○盛岡・紫波地区環境施設組合財政状況の公表に関する条例

昭和58年2月19日条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の時期）

第2条 財政状況の公表は、毎年度5月及び11月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の時期に公表することができないときは、管理者は事由のやんだときから1カ月以内にこれをしなければならない。

（公表の内容）

第3条 前条第1項の規定により公表する内容は、次の各号に掲げる事項とし、前年度の3月31日現在の状況を5月に、当該年度の9月30日現在の状況を11月に行うものとする。

- （1） 歳入歳出予算の執行状況
- （2） 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- （3） その他管理者において必要と認める事項

（公表の方法）

第4条 財政状況の公表は、盛岡・紫波地区環境施設組合公告式条例（昭和43年紫波郡環境施設組合条例第3号）第2条第2項の例により行う。

（補則）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。